

輸管塾

輸出管理の原点

「該非判定」

山根 技術士事務所

2022年10月

輸出管理の基本的なプロセス

◆輸出管理の基本的なプロセス

- ✓ 「貨物の輸出」や「技術の提供」において
経済産業大臣の**許可の要否**を確認すること

◆輸出管理の基本的なプロセス(1)

- ✓ その行為は、**輸出管理の対象に該当するか否か**！
の確認を行う

最初の第一歩で扱いを間違えると、
法令違反に直接繋がるおそれがあります！

輸出とは？

◆輸出とは？

- ✓ 日本から外国に送り出すこと
- ✓ 送り出す形態、理由、価格等は判断基準にならない
(自分で持って行く、戻ってくる、サンプル品、無償等)
- ✓ 商取引以外でも製造委託をはじめ、様々な局面で
輸出になる (試作品、サンプル、製造設備等の送付)

- ・輸入した製品に不具合があったので、修理のために一旦**返品**する
- ・海外出張の際に、手荷物でサンプル品や試作品を**持参**する
- ・「現地工場を使うから渡しておいて」と云われたので、**宅配便**で送付する

輸出とは？

◆ 輸出する貨物等の全てについて輸出管理は必要です

対象	ポイント
製品・部品の輸出(一般的輸出)	リスト規制該当なら許可必要
カタログ品の輸出	カタログ品か否かは判断基準にならない
無償サンプルの提供	有償か無償かは判断基準にならない
海外子会社との取引	自社関連企業か否かは判断基準にならない
中古設備の輸出	中古品でもリスト規制品なら許可対象
不良品の返品、修理のための返送	返品でもリスト規制品なら許可対象
以前と同じものを出荷 過去に該非判定を実施済の貨物・技術	同じものかどうかは判断基準にならない 最新の規制内容に基づく該非判定が必要
海外出張時のハンドキャリー	ハンドキャリーも輸出(リスト規制品なら許可必要)
国際会議での発表、海外展示会への参加	発表・出荷内容がリスト規制該当なら許可必要
技術情報を 非居住者 宛にメール送信 自社の海外グループ会社勤務者の 一時帰国時の技術情報提供	リスト規制技術の 非居住者 向け提供は許可必要 (一時帰国者は、非居住者の扱いとなる)
国内での研修生の受入れ	国内での技術指導も、リスト規制技術の 非居住者 向けの提供は管理の対象となる

輸出管理の基本的なプロセス(2)

◆輸出管理の基本的なプロセス(2)

- ✓ 輸出する貨物や提供する技術が、
リスト規制に該当する場合は、
原則 経済産業大臣の許可が必要となる。
- ✓ リスト規制に該当するか否かを判定すること
= **該非判定**

該非判定を間違えると

法令違反に直接繋がるおそれがあります！

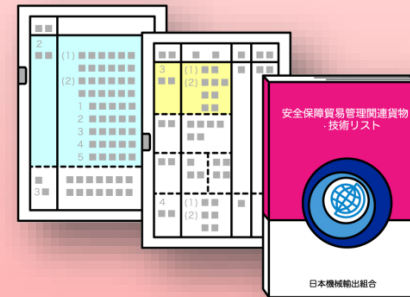
該非判定とは？

輸出管理では該非判定が重要と聞きますが、「該非判定」とはどのようなものですか？



該非判定とは、輸出しようとしている貨物・技術が、法令によってリスト化された貨物・技術に該当するか否かを確認(判定)することです。

大量破壊兵器・通常兵器の開発、製造、使用等に用いられる貨物・技術が法令(外為法)によってリスト化され、品目及びスペック(仕様)が規定されています。



該非判定とは？



輸出する際には、該非判定の結果に応じて、
経済産業大臣の許可が必要かどうかを判断します。

リスト該当

リストに掲載されている貨物・技術 = 「リスト規制貨物・技術」

原則として経済産業大臣の許可が**必要**です。

リスト非該当

リストに掲載されていない貨物・技術 = 「キャッチオール規制貨物・技術」

大量破壊兵器または通常兵器に用いられるおそれのある
場合を除き、経済産業大臣の許可は**不要**です。

該非判定を間違えると
法令違反に直接つながりますので、
正確な該非判定が必要です。



リスト規制品目

(輸出令別表第1での規制品目)

別表第1の項番

リスト規制品目	大量破壊兵器	①	武器	…鉄砲、爆発物、火薬類、軍用の細菌製剤等
		②	原子力	…核燃料物質、原子炉、重水素、周波数変換器、直流電源装置等
		③-1	化学兵器	…毒性物質の原料、耐腐食性の弁、ポンプ、反応器、貯蔵容器等
		③-2	生物兵器	…細菌製剤の原材料、クロスフローろ過機、凍結乾燥器、発酵槽等
	④	ミサイル	…ロケット、推進装置、無人航空機に使用できる集積回路等	
	通常兵器	⑤	先端材料	…ふっ素化合物製品、芳香族ポリイミド製品、潤滑剤、複合材料等
		⑥	材料加工	…軸受、数値制御工作機械、ロボット、測定装置等
		⑦	エレクトロニクス	…集積回路、半導体素子、周波数分析器、半導体基板等
		⑧	コンピュータ	…高性能電子計算機(ニューラルコンピュータ、光コンピュータ等)
		⑨	通信装置	…暗号装置、特殊な通信装置等
		⑩	センサ・レーザ	…光検出器、特殊カメラ、レーダー、レーザー発振器等
		⑪	航法関連	…加速度計、航法管制装置、ジャイロ天測航法装置等
		⑫	海洋関連	…潜水艇、水中用のロボット等
		⑬	推進装置	…ガスタービンエンジン、人工衛星、無人航空機等
		⑭	その他	…粉末状の金属燃料、火薬、催涙剤等
⑮		機微品目	…電波の吸収材、核熱源物質、水中探知装置等	
キャッチオール規制	⑯	補完品目	… ①から⑮の項に属さないもの(ただし、食料品・木材等を除く)	

(参考)HS品目の例: https://www.cistec.or.jp/service/gaihi_benricho/hinmokuhyo.docx

該非判定の時点

該非判定を必要とする時点について、
注意することはありますか？



① 原則:引合～契約前

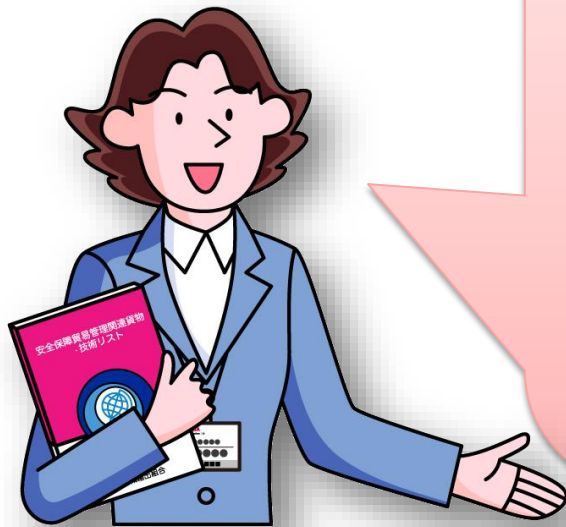
やむを得ぬ理由により受注決定後になる場合は、
遅くとも出荷前までに確認する。

② 法令改正時:

事前に判定結果が登録されている場合には、
必ず判定結果の見直しを行う。

③ 通関時での指導等:

海貨業者、税関等により判定確認の
指示等があった場合



該非判定の手順

該非判定は、「輸出管理の原点」となる
最も重要な業務と理解しました。
では、どのような手順で実施するのでしょうか？



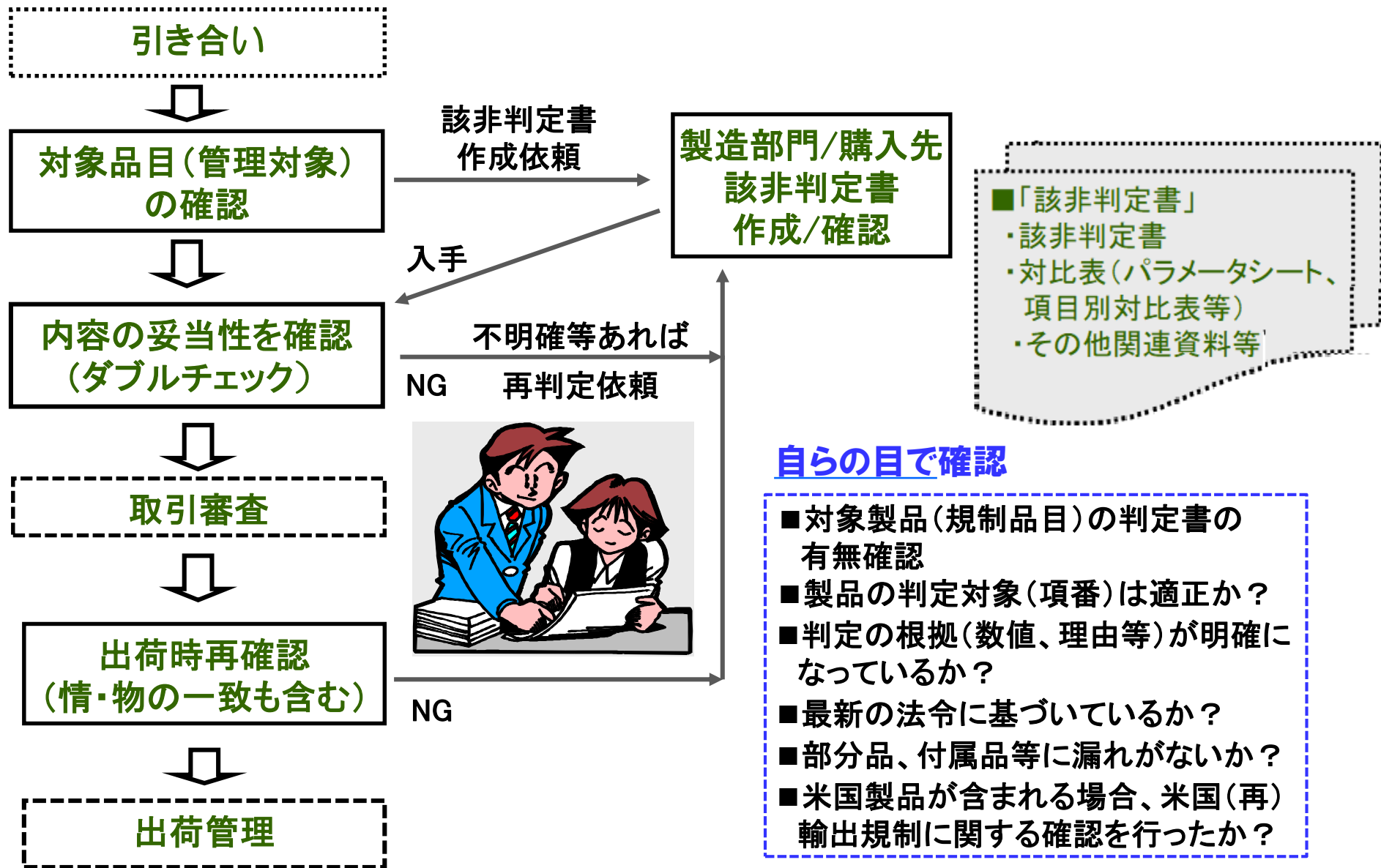
① 該非判定書を入手する！

原則として、**全品目**で実際の出荷内容に即した適正な該非判定書を確認します。購入品の場合は、メーカー・サプライヤー等から入手してください。

② 入手した該非判定書を確認する！

入手した該非判定書に誤りがないか、必ず確認する。
(他社判定を鵜呑みにせず、自分の目で、チェックしましょう！)

該非判定の手順



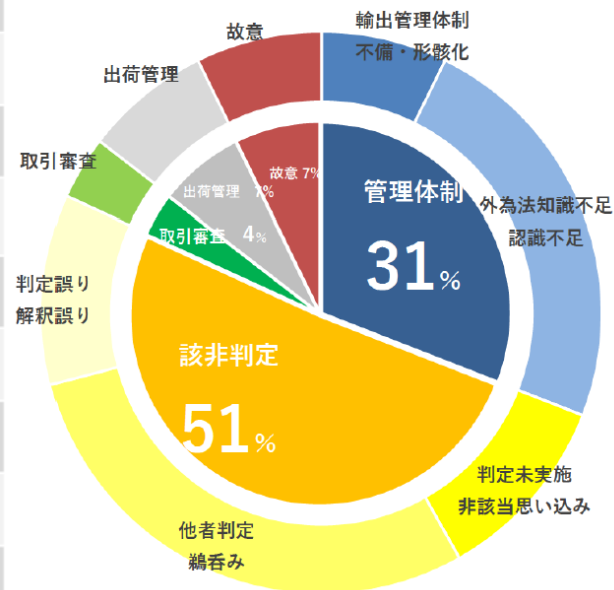
該非判定は何故重要？（最近の違反事例分析）

◆法令違反をした場合は、法律に基づき罰せられる場合がある。
（刑事罰、行政制裁 + 法律以外の影響（企業イメージ悪化、株主代表訴訟等））

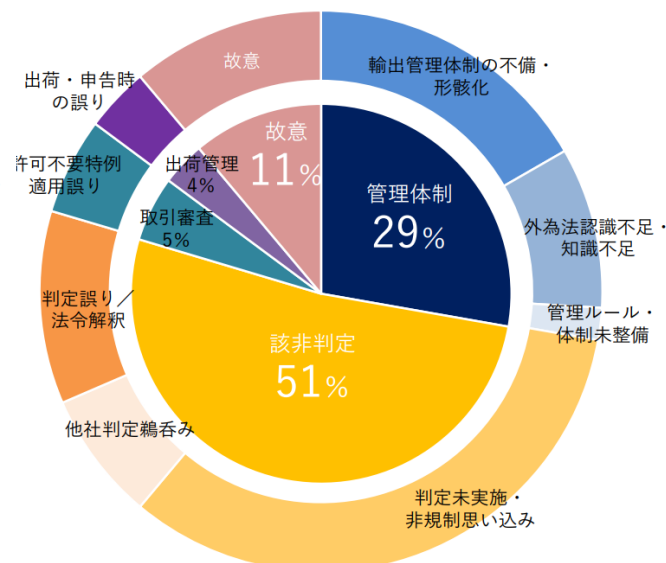
2020年 21年

分類	違反原因	割合	割合
管理体制	輸出管理体制の不備・形骸化	7%	18%
	外為法認識不足・知識欠如	24%	9%
	管理ルール・体制未整備	0%	2%
該非判定	判定未実施／非規制思い込み	11%	33%
	他者誤判定鵜呑み	29%	7%
	判定誤り／法令解釈誤り	11%	11%
取引審査	許可不要特例適用誤り	4%	5%
	許可申請等誤り	0%	0%
出荷管理	出荷・申告時の誤り	7%	4%
故意	故意	7%	11%

2020年度



2021年度



- 該非判定未実施・他社判定鵜呑みなど「該非判定」の違反が51%と最多
- 次いで輸出管理体制不備、など「管理体制」の違反が約30%

該非判定書について

- ・リスト規制品目（輸出令別表第1、外為令別表の第1～15項）に該当するか否かの判定結果を証明する書類。
- ・その様式は特に法律で定められてはいないが、判定ツール（項目別対比表、パラメータシート等）を使用して導いた結果を自社の専用フォーマットに落とし込んだものが多い。
- ・輸出に際して、税関・通関業者等に根拠資料として提出する。
- ・間接輸出の場合、国内顧客に参考資料として（必要に応じて）提出する。

該非判定書

経産省ガイダンスより抜粋

該非判定 責任者	該非判定 上長	判定者

承認年月日	
貨物又は技術の名称 (型名等)	
貨物又は技術 の仕様等	
該非判定部門名 (判定責任者名)	
該非結果	<貨物>輸出令別表： 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 (貨物等令： 品 項 号) <技術>外為令別表： 項 号 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 対象外 (貨物等令： 品 項 号)
判定理由	
判定根拠資料	

該非判定確認について

- ・輸出者が該非判定確認(結果)の責任を負う。
(他社の製品を輸出する場合においても)
- ・商社が扱う製品は全て購入品であるが、
出荷に際しては、漏れのない確認(手続き)が必要。

①出荷する製品に対して、購入先からの必要な
該非判定書が添付されているか？

②該非判定書の内容を鵜呑みにしない。

1)最新の法令に基づいているか？

2)判定結果が信頼(理解)できるか？

(明確な数値や理由の記載)

⇒最終的には、税関で説明

自分で納得できないものは、税関でも同じ。

該非判定確認における留意点

◆判定対象

本体製品だけでなく、制御装置・附属装置・プログラム等が組込まれる(外付けされる)場合、または試験・検査用の装置等がある場合は、全てリストアップする。

◆保守・予備等の扱い

部分品、副資材等が単体で規制対象となる場合がある。

⇒ 電源、ポンプ、バルブ(弁)、コンデンサ、カメラ、潤滑剤等々

◆輸入品返却時等の扱い(自主判定する)

⇒輸入元に返却する場合は、外為法の規制に従った手続きが必要

- ・輸出国での該非判定を参考にする。(輸出申告書、HSコード等も)
- ・外国メーカー等により、関連資料を入手する。

最後に

1. **該非判定は、安全保障貿易管理の原点**
⇒ここで判定ミスを起こすと、法令違反に繋がるおそれあり
2. **輸出者が該非判定(結果)の責任を負う**
⇒自分の目で確認を行う (他社判定を鵜呑みにしない)
3. 帳票類は「提出するために作成する」ものではありません
⇒自分達が**ルール通りに作業を行っている証拠**です
4. 疑問に感じたら、(悩まないで)専門部署に相談する

◆**該非判定の理解は、結果(実績)の活用が有効!**

⇒自部門での判定実績をリスト(データ)化する

- * 自分達のもので結果を再確認(トレース)
- * 事例の蓄積、共有化
- * 該非判定の効率化、迅速化
- * その他